

○アクセシブルシャトルの運行

第14回輸送連絡調整会議資料(資料2-11)より抜粋

- ・アクセシブルシャトルは、主に車いす使用者等のアクセシビリティに配慮が必要な観客を対象に、UDタクシーや福祉タクシーなどを用い、以下のいずれかの条件が当てはまる会場において、**事前予約制**による輸送サービスを提供する

＜アクセシブルシャトルの運行の条件＞

- ①歩行ルート上に課題(距離・勾配・段差・幅員等)がある会場
- ②アクセシブルルートにおいてエレベーターが一定以上の混雑が見込まれる会場
- ③シャトルバスのお大半が車いすのまま乗車できないタイプの車両で運行される会場
- ④駅や道路の恒常的な環境整備が難しく、車いすでのアクセスが困難な会場

①自家用車等を用いてアクセスする

パーク&ライドの拠点

- ・大井競馬場駐車場
- ・葛西臨海公園駐車場
- ・旧青山病院

※その他の拠点も調整中

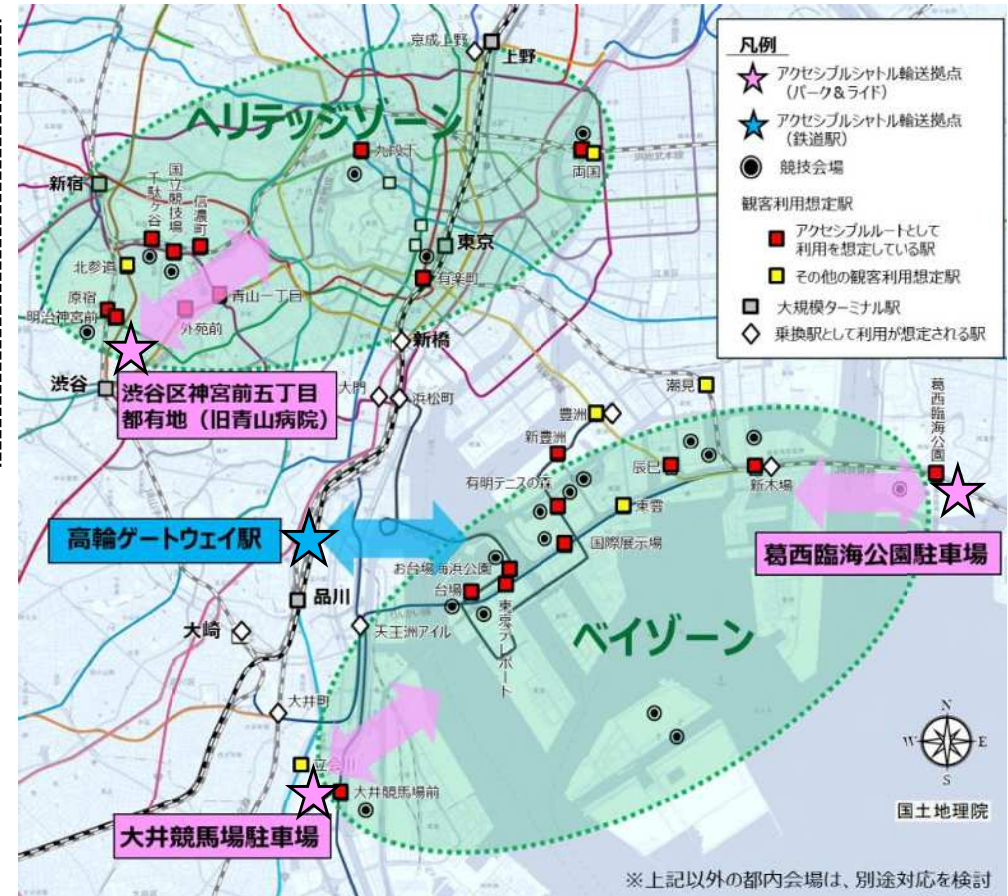
②鉄道等の公共交通機関を用いて

アクセスする拠点

- ・高輪ゲートウェイ駅

※その他の拠点も調整中

③都外会場



※上記以外の都内会場は、別途対応を検討

都内会場の一部を対象としたアクセシブルシャトルの運行イメージ